

東京電力からの回答

固定資産税評価額に反映されていないリフォーム部分については、個別に項目として追加することはできないのか。

建物の補修や機能維持に関わるリフォームにつきましては、ご案内している算定方法(固定資産税評価額を用いた算定および、平均新築単価を基礎とした算定方法)に反映されていると考えております。

一般的に建物は、外壁や屋根などの水がかかる部分、水回りなど建築設備のメンテナンスを行わないと、劣化が進み耐用年数が短くなるとされています。

このたびの財物賠償では補修、機能維持に関するリフォームを行なっている前提で、木造の場合、償却期間48年残価率20%という長期の耐用年数を設定しておりますので、そのような価値についても反映していると考えております。

なお、資産価値の増加につながるリフォームについては、現算定方法では価値を十分評価できていない可能性がありますので、個別評価の方法について引き続き詳細を検討いたします。

これまで厚生年金を支払いしていたが、会社を解雇された。次に厚生年金がある会社に勤められるのかもわからない。年金の減額分をどう考えるのか。

減収分を賠償するにあたっては、ご負担されていた厚生年金保険料相当額も含めて賠償させていただきます。

また、将来受給される年金減額分については、損害として認定することが困難であることから、賠償の対象とすることは難しいと考えております。

なお、本件のように解雇された場合につきましては、個別にご事情をお伺いさせていただきます。

減収を強いられたため、かわりに柿の木や苗を植えたりしていた。3～4年後には収穫できるものに対して賠償できるのか？実がなるまでには何年もかかる。また、育成中の木や苗に対しても賠償してもらいたい。

事故がなければ得られたであろう逸失利益の賠償については、従前の状態を基礎として逸失利益を算定させていただくことから、基本的には**不確定要素を含む果実などの**将来分の逸失利益を賠償の対象とすることは難しいと考えております。

また、**育成中の木や苗を含む**果樹の財物価値に係る賠償については別途ご案内させていただきます。

財物賠償請求書の作成に相当の労力が必要と思われることから、作成を建築士や農協等に委託したい。その場合の委託費用を補償してもらいたい。

損害賠償実務における一般的な取り扱いにおきましては、請求書作成等の請求に関する費用はご請求者さまが負担されていることをふまえて、ご請求手続きにかかる費用の賠償については、財物賠償請求に限らずご容赦いただいておりますのでご理解賜りたく存じます。

なお、ご請求に際しご不明な点等ございましたら、当社にてご説明させていただきますので、当社まで連絡くださいますようお願いいたします。

東京電力からの回答

コールセンターは電話受付が21時までなのに運営センターは19時までとなっている。21時までとしないのか。

広くご被害者さまからのご相談、ご質問を承る箇所としてコールセンターを設置させていただいており、9時から21時まで受付をさせていただいております。運営センターにおきましては、限られた人員で請求者さまとお話しさせていただいておりますので、午前9時から午後7時までのお時間で承ることについてご理解賜りたく存じます。
なお、運営センターの受付時間に関しましては、今後も検討させていただきます。

建物係数・平均新築単価の表の建築年に平成23年の記載が無いのは何故か。

平成23年に建築された建物は、固定資産税評価額が設定されていないため、本件事故前に建築されたことの確認と合わせて契約書等により算定させていただくことを検討しております。
平均新築単価につきましては、算定可能ですので、請求開始時には追加させていただきます。
なお、平成23年単価につきましては、172,300円/㎡となっております。

平均新築価格を基礎とした単価は昭和39年以前は4,120となっているが、庭木のみ償却しないのであれば、一定額となるのはおかしいのではないか。

単価は、外構・庭木の評価分を含め算定しております。

庭木につきましては減価償却の概念が適さないことから、庭木相当分の単価は経年では減価せず、それ以外の建物や外構部分の単価につきましては、残価率20%を下限として経年で減価をさせ、それぞれを合算することで単価表を算定させていただいております。

そのため、昭和39年以前の単価表につきましては、庭木相当分の単価は経年で増減しないものの、経年により建物や外構部分の減価が進み下限の残価率20%となっておりますので、合算した単価は同一となります。(表参照)

◇昭和39年以前築建物に対する平均新築単価を基礎とした単価の設定について

平均新築単価を基礎とした単価については、昭和38年築以前の単価は以下のように計算しております。

| | |
|------------------|-------------|
| ① 平均新築単価(※1) | 152,229 円/㎡ |
| ② 定額法による減価償却(※2) | 20 % |
| ③ 外構のうち庭木以外の割合 | 10 % |
| ④ 外構のうち庭木の割合 | 5 % |

$$\frac{152,229 \times 110\% \times 0.2}{\text{建物+外構}} + \frac{152,229 \times 5\%}{\text{庭木}} = 41,102 \text{円/㎡} \rightarrow 41,200 \text{ 円}$$

※1 国土交通省公表の「建築着工統計調査」における平成23年度の木造の居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の平米単価の加重平均値

※2 平成23年を初年度として築年単位で減価償却 $100\% - (100\% - 20\%) / 48\text{年} \times 48\text{年} = 20\%$

東京電力からの回答

家のローンについても賠償してほしい。

避難指示区域内に所有されている土地・建物の価値の喪失・減少分についてはあくまでも財物価値について賠償させていただくものですので、土地・建物の財物価値の喪失・減少分を超えて、ローン分をご負担することは致しかねるものと考えております。

被災者に対する電気料を半額にしてほしい。

ご被害者さまが被られた損害につきましては、収入面では就労不能損害、営業損害をお支払いさせていただくとともに、避難費用面では精神的損害に光熱費等の生活費の増加費用を含めお支払いさせていただいております。

なお、弊社の供給区域内に避難された方に対しましては、電気料金の支払期限の延長に係る特別措置を実施させていただいております。

家族バラバラで大変な思いをして精神的な苦労は計り知れないものがあるのに、精神的損害は10万ひとくり。下着の請求をしたら精神的損害の中に含まれておりますと言われて却下された。精神的損害の東電の考え方について教えてほしい。

「避難生活等による精神的損害」の損害額については、避難費用のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をお支払いさせていただいております。第4回目ご請求での日用被服などにつきましては、事故から1年が経過した現時点での状況をふまえた購入の必要性、合理性といった観点や過去のご請求の有無等を確認させていただいており、基本的には、「避難生活等による精神的損害」の額に含めた一定額でのお支払いとさせていただいております。

相続未登記物件について、固定資産税台帳の納税者名義人で請求できるようにしてほしい。

固定資産税台帳の納税名義人だけでは、所有者と見なすことは困難であると考えておりますが、相続登記未了の方につきましては取り扱いを検討しているところであり、決定次第お知らせいたします。

東京電力からの回答

住民説明会などに参加する交通費を賠償してほしい。

説明会へのご参加については、任意であることに鑑み交通費の賠償はご容赦いただきたく存じます。

なお、ご請求にあたってのご負担を軽減するために、よりわかりやすい請求書類の作成につとめるとともに、ご説明を希望される方につきましては丁寧に対応してまいります。

東京に避難していると、新聞などでも発電所状況の記事がほとんどないため、状況が全く分からないので、情報提供について検討してほしい。

これまで、定例記者会見等国内外メディアへの発信やホームページを通じた情報発信に取り組んでまいりましたが、今後とも、町とご相談させていただきながら、正確な情報を、迅速に、わかりやすく発信することに努めてまいります。

双葉町の自宅は、町内でも一番の高線量地区で、実施してくれる業者もないため、墓の補修ができない。また、雑草が生い茂っていて、墓に行くにも困難な状況となってしまうている。東電で墓の補修と草刈りを実施してほしい。

お墓の補修については、必要な専門的技術や機材等を保有しておらず、申し訳ありませんがご要望にお応えできません。

草刈りについても、対応できる人員等に限りがあり、すべてのご要望にお応えすることはできません。今後とも、町とご相談させていただきながら、弊社として出来ることがないか検討してまいります。

お年寄りや身体障害を持つ人は、通常の一時立入のやり方では、立入が出来ないため、あきらめざるを得ない状況にある。こうした人が立入できるような一時立入を計画して、東電で実施してほしい。

一時立入は国の事業として実施されており、それとは別に、弊社単独で実施することは難しいと考えております。いただいたご要望については、国にもご相談いたしまして、何らかの改善につなげていけるよう努めてまいります。

東京電力からの回答

住宅の屋根のシートがけはしてもらったが、納屋や車庫の屋根も傷んでおり、これから帰還まで時間がかかるので、是非シートがけをしてもらいたい。

屋根のシートがけについては、定期的にパトロールを行い、必要であれば補修をお願いしたい。

弊社は昨年来、町のご指導のもと、地元工務店等のご協力を得ながら、居住用建物を対象として、警戒区域内屋根瓦落下家屋へのシートがけ作業を実施してまいりましたが、本年10月22日をもって、施工可能家屋への施工を完了いたしました。

今後につきましては、既にご案内をさせていただいております財物に係る賠償の中で適切に対応させていただきます。